

## 農業者年金に加入して老後に備えましょう



### ◎農業者年金とは…

積立方式の公的年金であり、支払った保険料は社会保険料の控除対象<sup>※①</sup>です！

また、保険料は自由<sup>※②</sup>に決められます！

さらに終身保険で80歳までの保証付き！<sup>※③</sup>

※①加入者が支払った保険料は、社会保険料控除の対象になります。

※②保険料は月2万円(35歳未満は月1万円から)から6万7千円(千円単位)で決めることができる。(毎年変更可能)。保険料については認定農業者など一定の要件を満たす場合は保険料の国庫補助が受けられます。

※③仮に80歳前に亡くなられた場合でも死亡一時金(非課税)が支給されます。



### 加入者の声(東茂呂50代)

農業者年金は積立方式で、支払った保険料は全額社会保険料の控除の対象にもなるので、ほぼメリットしかないと考え加入しました。また月2万円から6万7千円の間で自由に決められ、1年分まとめて払うこと(前納納付)もできるのが良い点だと思います。

加入要件を満たして将来のために年金を考えている方には、是非ともオススメしたいですね。

### 3 加入要件 つのポイント

国民年金第1号被保険者  
国保年金保険料納付免除者を除く。

年間60日以上  
農業に従事

65歳未満  
(60歳以上は国民年金  
の任意加入保険者)

### 具体的には、 こんな方です！

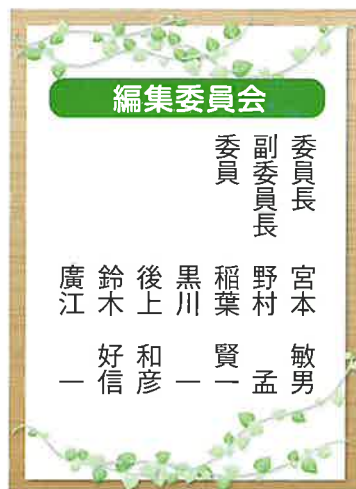
- ①農業経営者(自営業との兼業農家)とその配偶者
- ②農業後継者とその配偶者
- ③農地の権利名義を持たない畜産農業者、施設園芸等農業者等
- ④農業従事者(農家のパートさん含む)

## ご相談は農業委員会事務局又は農業委員まで！

※農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(付加年金保険料月額400円)加入が必要です。

※農業者年金と国民年金基金(旧みどり年金を含む)及び個人型確定拠出年金(イデコ)とは重複加入できませんのでご注意ください。

※厚生年金加入者・厚生年金扶養者は加入できません。



お申し込みは農業委員会へ(TEL: 0296-34-0435)



結城市農業委員会

# ～緑の大地～



## 会長あいさつ



新年あけまして  
おめでとうございます。  
今年一年が皆様にとって  
良い年になりますよう  
心よりお祈り申し上げます。

本農業委員会は、現在の体制になって2年目を迎えます。まず地域農業発展のため日々奮闘してるところでございます。

さて、農業委員会の活動は農地法の許認可はもちろんのこと、地域の農業を将来につなげる取り組みをしています。

当農業委員会でも市農政課と協力して、地域農業の将来方針を取りまとめた地域計画の策定を進めております。その中で十年後に目指すべき農地利用の姿を示した目標地図の素案を作成する必要があります。作成にあたり農家の皆様には今年度、座談会・協議の場にご参加いただきました。

皆様の貴重なご意見を基に、完成度の高い目標地図の素案を作り上げることが出来る見込みです。多大な感謝を申し上げるとともに、これからの地域農業のために、お力添えいただきたいと存じますので、何卒よろしくお願いたします。

令和七年正月

結城市農業委員会会長

大澤 吉己

発行：結城市農業委員会 住所：結城市中央町二丁目3番地 結城市役所2階

編集：結城市農業委員会編集委員会 TEL: 0296-34-0435 (直通)

## 「地域計画の進捗状況」についてお知らせします

令和5年度から農地を守ることを目的とした地域計画の策定を進めています。

今の進捗状況とこれからをお知らせします。

### ①座談会・協議の場を開催しました。

市内をそれぞれ5地区（結城・絹川・上山川・山川・江川）に分けて2回開催しました。1回目は令和6年3月から7月にかけて実施し、その結果を反映させたくて第2回目を令和6年9月から10月に実施しました。

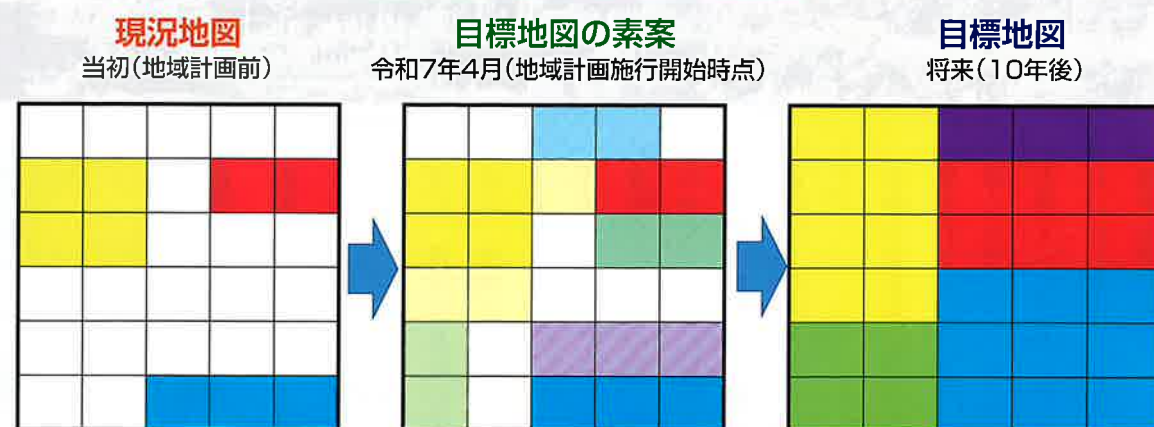
地域の農地の耕作者、農業委員会、市職員、県、JA、土地改良区等の関係者が集まり現況地図を基に耕作状況の確認及び今後の農地利用などを話し合いました。



### ②目標地図の素案を作成します。

①の結果を基に目標地図の素案を作成します。作成後は市ホームページ等に令和6年度中に公表する予定です。令和7年度以降はこの素案を基に将来的に目標地図（今後10年間）を目指していくこととなりますので、今後も農地の集積及び集約化にご協力をお願いします。

#### 目標地図作成イメージ



※目標地図は、農地ごとの将来の耕作者をイメージとして示すものであり、農地の権利設定がされるものではありません。

#### ※令和7年度以降の農地転用について

目標地図の素案公表後となる令和7年4月以降に農地転用をする場合、従来の許可手続きの申請の前に地域計画から対象農地を除外する手続きが必要となります。そのため、以前よりも手続きに時間を要しますのでご注意ください。（市街化区域は除く）

## 令和7年度から農地の賃借方法が変わります

農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、令和7年度から農地中間管理機構（以下「機構」）を経由した賃借に変わります。

メリットとして、貸し手側は賃料が機構から確実に振り込まれる、借り手側は複数所有者から借り受ける場合でも賃料の払い先が1つになるので、是非ご活用ください。

※ 農地中間管理機構は県知事が指定した公的機関で、出し手から農地を借り受け、受け手に貸し付ける事業を行っている組織です。

※1 図については金納の場合に限ります。（物納の場合は借り手から直接貸し手となります。）



※農地法に基づいて農業委員会の許可を受けて行う賃借は従来通り可能です。

※既に利用権設定された農地については賃借期間満了まで有効です。

※詳細については、農政課又は農業委員会事務局までお問い合わせください。

## 農業委員会に女性の力を！

全国1,696農業委員会のうち、女性委員が登用されている農業委員会数は1,508と、全国で女性委員が活躍しています！（令和5年10月現在）

そんな中現在、結城市では女性農業委員が不在の状況です。

親身になって農業者の話を聞く共感力など女性の持ち味を活かして地域農業を創っていきませんか。



問合せ先

結城市農業委員会事務局（結城市役所2F） TEL 0296-34-0435（直通）